

STOP! 労働災害2025

(実施期間：2025年4月1日～2026年3月31日)

宇都宮労働基準監督署管内 安全文化推進運動

【主唱者 宇都宮労働基準監督署 主催者 一般社団法人 宇都宮労働基準協会】

労働災害減少目標

【計画の目標】

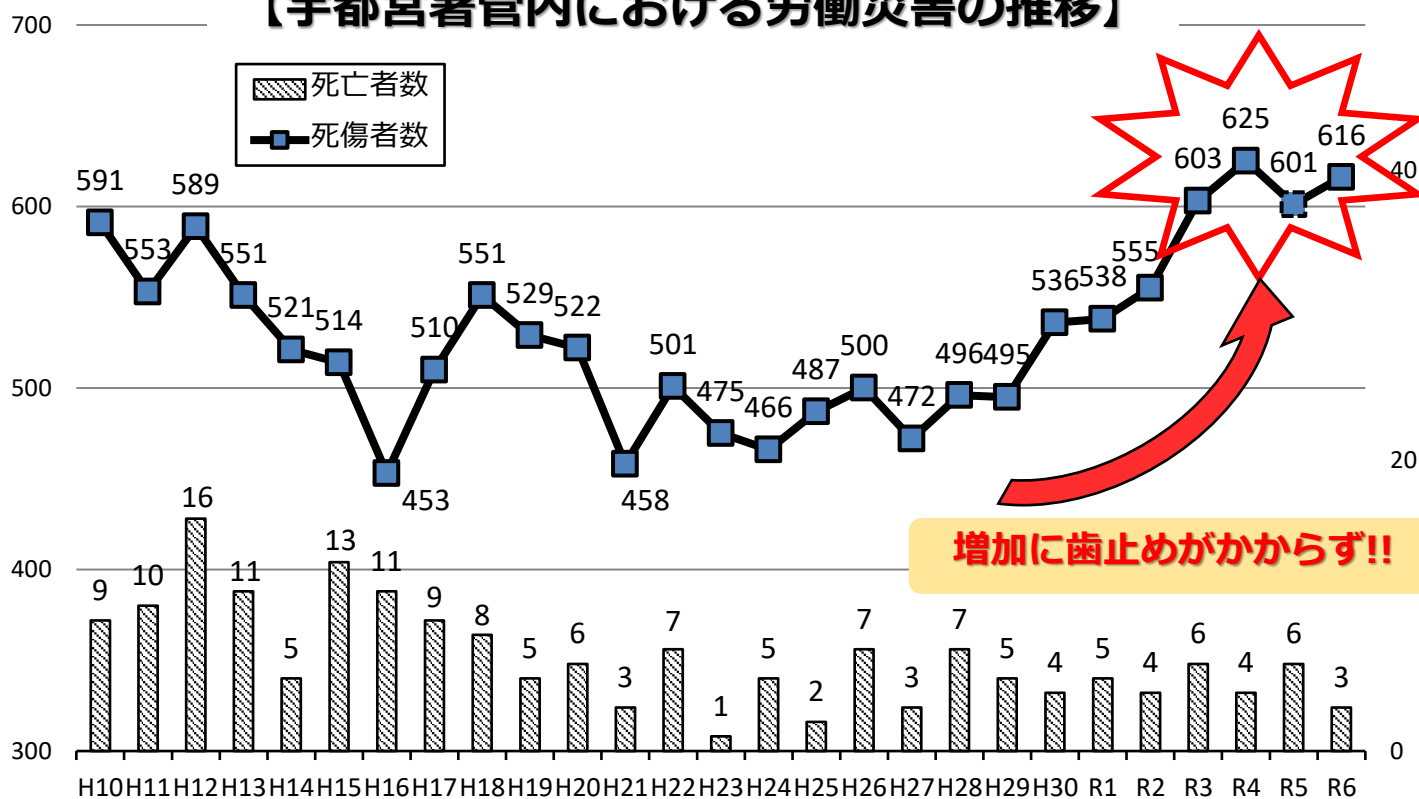
【専用ページはこちら】



第1. 死亡災害の撲滅!

第2. 休業4日以上の労働災害を全産業で600件未満に減少させる!

【宇都宮署管内における労働災害の推移】



計画の目標達成に向けた『取組事項』

1. 自主的な安全衛生対策の取組み

【取組事項】※全産業対象

1. 経営トップによる安全衛生方針の表明
2. 年間安全衛生計画の作成
3. 「SAFEコンソーシアム」への参加及び取組・表彰制度の等の活用
4. 「STOP! 労働災害2025」のポスターの掲示
5. 労働者参加型の活動の実施
(リスクアセスメントやヒヤリ・ハット報告活動等)
6. 安全衛生セミナー等への参加
7. 「ゼロ災 愉快だ 宇都宮」のロゴの活用

【ゼロ災ロゴ】

ゼロ災
愉快だ
宇都宮
UTSUNOMIYA



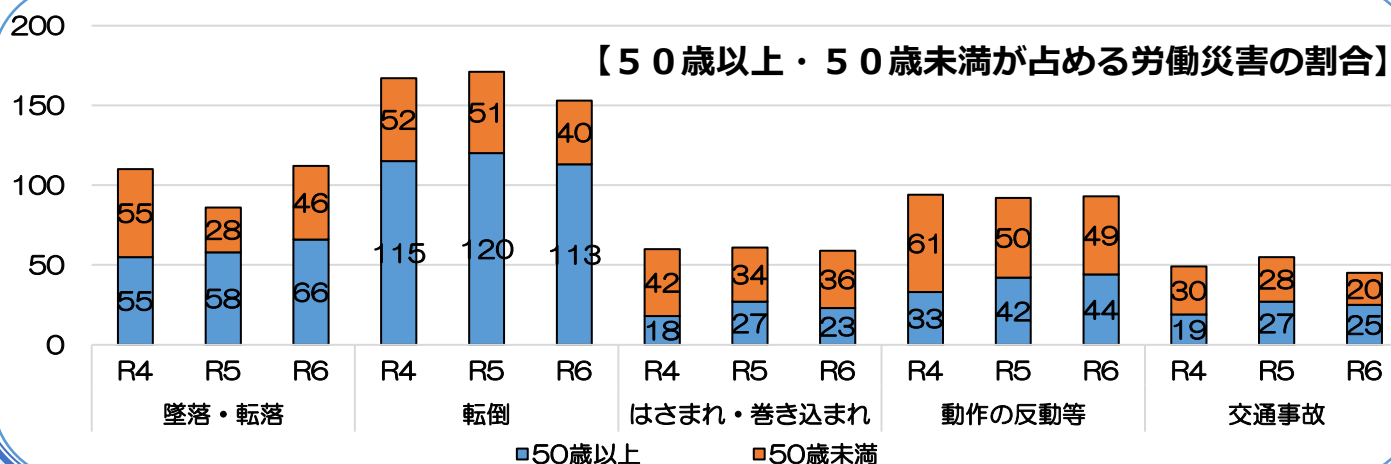
2. 高齢労働者による労働災害の防止

管内の「高齢労働者」の労働災害の発生状況については、事故の型別における労働災害の半数前後を「高齢労働者」が占めており、特に「**転倒災害**」については7割以上が「**高齢労働者※**」で占めている状況です。

【取組事項】 全産業対象

※ 宇都宮署では50歳以上を「高齢労働者」の対象としています。

「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく対策の実施



3. 作業行動（墜落・転落、転倒、動作の反動等）による労働災害の防止

【取組事項】 全産業対象

1. 転倒防止対策の推進（災害防止に向けたハード・ソフト両面からの対策）

①「**ころばNice（ないっす）とちぎ**」転倒予防体操の活用

②小売業・介護施設のための「**ころばNice（ないっす）シート**」の活用

2. 墜落防止対策の推進（災害防止に向けたハード・ソフト両面からの対策）

「梯子や脚立からの墜落・転落防止」の徹底

【ころば・痛みNice】

3. 腰痛予防対策の推進

①「**痛みNice（ないっす）とちぎ**」腰痛予防体操の活用

②腰痛対策ガイドラインの推進

③介護職場でのノーリフトケアの導入

4. 不安全行動防止対策の推進

①「**Aない声かけ運動！**」の推進

②「**Aない声かけ運動シート**」の活用

【Aないシート】【ころばシート】



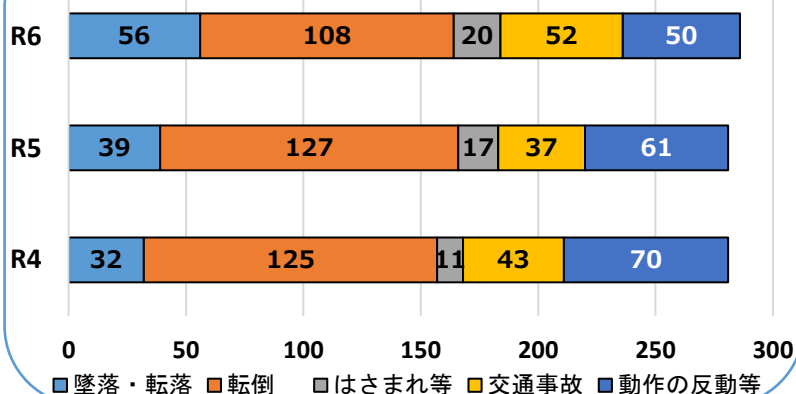
4. 『第三次産業』における労働災害防止の取組み

「第三次産業」では、「転倒」、「動作の反動等」が減少している一方、「**墜落・転落**」、「**はさまれ等**」が年々増加。「**墜落・転落**」は、**はしご・脚立が原因**である災害が最も多く発生している。

【取組事項】

労働者（特に正社員以外）に対する安全衛生教育の確実な実施

【第三次産業（主要な事故の型）】



5. 『製造業』における労働災害防止の取組み

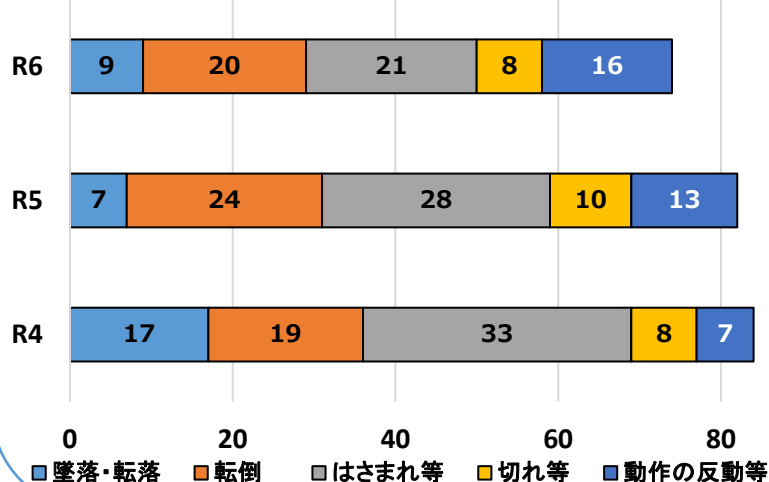
「製造業」では特徴的な「はさまれ・巻き込まれ」災害が年々減少している一方、「**動作の反動等**」は増加傾向にあり、「転倒」は、高止まりが続いている。

全体的に、経験年数が浅い若年労働者や、逆に経験年数が10年以上のベテラン労働者で目立っている。

【取組事項】

機械によるはさまれ・巻き込まれ防止対策の徹底

【製造業（主要な事故の型）】



6. 『建設業』における労働災害防止の取組み

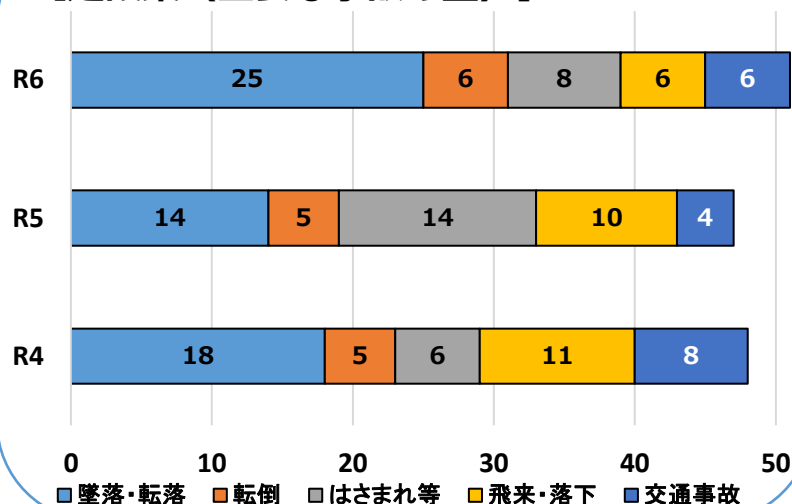
「建設業」では特徴的な「**墜落・転落**」災害が令和6年に急増！特に、**はしご、脚立からの墜落が目立つ**。

「はさまれ等」は経験年数が浅い20代の労働者のほか、60代以上のベテラン労働者で目立っている。

【取組事項】

建設三大災害（墜落・転落、重機接触、崩壊・倒壊）防止対策の徹底

【建設業（主要な事故の型）】



7. 『運送業』における労働災害防止の取組み

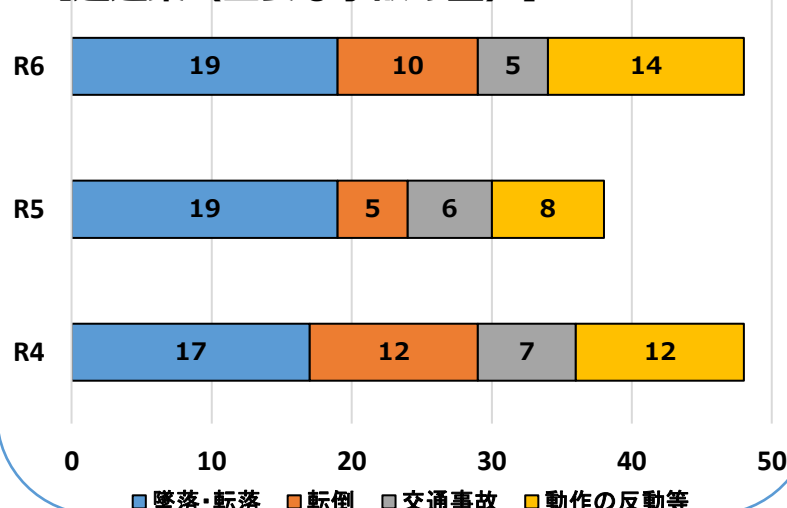
「運送業」では、荷役作業時におけるトラック等からの「**墜落・転落**」災害が依然として多発している。

また、「動作の反動等」の多くは「腰痛」であり、荷積み、荷降ろし作業に起因した災害が多い。

【取組事項】

荷役5大災害（1.墜落・転落、2.荷崩れ、3.フォークリフト使用時の事故、4.無人暴走、5.後退時の事故）防止対策の徹底

【運送業（主要な事故の型）】



8. 外国人労働者による労働災害の防止

【取組事項】

外国人労働者に対する母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いたわかりやすい方法による安全衛生教育の実施

9. 直近の改正労働安全衛生規則について

【改正内容】 ●職場における熱中症対策の強化！

改正内容は「体制整備」「手順の作成」「関係者への周知」の義務化！

基本的な考え → 「見つける」⇒「判断する」⇒「対処する」

【体制整備】

「熱中症の自覚症状がある者」や
「熱中症のおそれがある者を見つけた者」が
報告するための体制整備



【改正パンフレット】



関係者への
周知



【手順の作成】

熱中症のおそれがある者を把握した場合に、
①事業場における緊急連絡網、搬送先の連絡先等
②作業離脱、身体冷却等の重篤化を防止する措置の手順
の作成

（対象となる作業）

「暑さ指数（WBGT）28度以上または気温31度以上の環境下で
連続1時間以上または1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

安全衛生支援関係・補助金等のご案内

1. 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」
（エイジフレンドリーガイドライン）～補助金を含む～
2. 「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」
3. 「外国人労働者の安全衛生対策について」
4. 「中小規模事業場安全衛生サポート事業」中央労働災害防止協会 **無料！**
（製造業、鉱業、第三次産業で労働者数概ね100人未満）

【エイジ補助金】



【熱中症ガイド】



【外国人労働者】



【中小サポート事業】

